

ヴィトリアの国際法理論における totus orbis の観念について : 国際法学説史の課題

伊藤, 不二男
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1402>

出版情報 : 法政研究. 27 (2/4), pp. 255-268, 1961-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



ヴェイトリアの國際法理論における

totus orbis の觀念について

—— 國際法学説史の課題 ——

伊 藤 不 二 男

一

ヴェイトリア Francisco de Vitoria, 1480/6—1546 の國際法理論の基本的な特色の一つは、その *totus orbis* の觀念にある。それは、かれの∧万民法∨ *ius gentium* の性質を決定するための、重要な拠りどころとなる。そのために、その觀念の正確な理解は、ヴェイトリア解釈のもっとも基本的な課題である、といえる。

ところで、∧全体世界∨と訳しうるその *totus orbis* は、ヴェイトリアにおいては、普遍的人類社会を意味するものである。が、それは、かれの説くところによれば、それ自身の意思と機関とを有する、いわば法人のごときものと考へられている、ということ。そして、その意思がつまり∧万民法∨ *ius gentium* である、と説かれること。ここに、かれの *totus orbis* の觀念についての第一の特色がある。

しかし、そればかりではない。普遍的人類社会なるその *totus orbis* は、ヴェイトリアの場合、キリスト教徒のみならず、アメリカのインディオのごとき異教徒をもふくめて、すべての人間によって構成された、真実の意味における

普遍的な人類の社会を意味する。が、普遍的人類社会にかかる意味においてとらえ、それによって∧万民法∨*ius gentium*を基礎づけたところに、かれの *totus orbis* の観念についての第二の特色がある。

そのなか第一の特色、すなわち、*totus orbis* をそれ自身^(一)の意思と機関とを有し、そのゆえに一つの *organic* な統一的な組織体とみることは、実はヴィトリアにおける中世思想の名残りを示すものであり、かれが中世から近世に移行するルネッサンスの過渡的な時代に生きた学者であるという、その学説史上の位置を規定することになる注目すべき点である。が、それは理論的には、*totus orbis* の意思なる∧万民法∨*ius gentium* が、その *totus orbis* の成員の意思から独立の、それを超越した客観的な權威を有することを説くものである。そして、この意味において客観主義といえるヴィトリアのその立場は、後のウォルフ *Christian Wolff*, 1676—1756 の説いた *Civitas maxima* の観念や、二〇世紀になってからのウイン学派の提唱する国際法団体 *Völkerrechtsgemeinschaft* の理論や、自然法の再生を説く人たちの主張と、ある意味で共通のものをふくむということが出来る。

第二の特色、すなわち、*totus orbis* を、異教徒をもふくめてすべての人間によって構成された、真実の意味における普遍的人類社会とみることは、ヴィトリアの思想における近世のルネッサンスのころの新しい時代の反映である。が、かれがかかる意味における普遍的人類社会の存在を強調し、その観念をもとにして∧万民法∨*ius gentium* をその社会の共通の法と説いたことは、やがてその法の観念から、かれにつづくいく多の優れた学者たちによって、新しい国際法の概念がしだいに正確に規定されることになる、そのきっかけとなったものである。この意味において、かれのこの点の主張こそは、国際法の学説史のうえでは、無視されてはならない重要な意義を有するもの、といわなければならない。すなわち、それは、すべての民族に共通に妥当し、真実の意味において全人類に普遍的に当てはまる法の存在を、はじめて説いたものである。が、なによりこの点において、ヴィトリアの優れた独創的な思索

がもつとも明瞭に示されていると評せられる。

(1) Wolff, *Christianus, Institutiones juris naturae et gentium*, 1750, § 1090, p. 680—2. 参照。

11

ヴィトリアが *totus orbis* を「自己の意思を有する organic な統一体と説いたことは、基本的には、中世のキリスト教的世界」*Respublica Christiana* の觀念に従ったものである。そのキリスト教的世界」*Respublica Christiana* の觀念とは、全キリスト教徒が教皇と皇帝とを二重の最高支配者として、そのもとに統一的な世界国家」*Civitas una* を構成するという考えである。が、それは、思想史のうえでは、アウグスティヌス *Augustinus* の教説にまでさかのぼる。すなわち、かれアウグスティヌスは、人間の自然的本性の同一にもとづく人類の自然的統一と、人間が唯一の神による理性的被造物であるという、その起源の同一にもとづく人類の神的統一との思想をもとにして、すべての人間が、唯一の神に対する信仰を通して兄弟のごとく統一的に結ばれ、普遍的な人類の統一的な社会を構成することを説く。そして、かれはこのことを前提として、自然法のキリスト教理論を完成したのである。が、そのアウグスティヌスの自然法の理論を基礎としてかれにつづく数世紀の間に、キリスト教的世界」*Respublica Christiana* の觀念が確立することになったといえる。^(二) それは、キリスト教徒のみを対象として考えられた、普遍的人類社会である。が、ヴィトリアはつまり、このアウグスティヌス以来の伝統である、中世の統一的なキリスト教的」世界国家」*Civitas una* の觀念にもとづいて、かれの *totus orbis* を、それと同様に統一的な人類の全体社会と説いたのである。

論 説

従って、この点に関するかぎり、ヴィトリアの学説は、上述のごとく、後の国際法理論におけるいわゆる客観主義

の立場をとる人たちの主張とある意味で共通のものをふくみ、かつその客観主義の立場は、ことに二〇世紀にはいつてから、国際社会の組織化とあいまって、しだいに国際法学の一つの有力な傾向となったのであるが、しかしヴィトリアはすでにかれの時代において、この将来の国際法学の新傾向を予見した先覚者として、そのことを説いたのではない。かれ自身としては、むしろ中世の伝統的な思想に従いつつ、そのように論じたまでのことなのである。

もとより、かれは中世の神学者や教会法学者のごとく、教皇や皇帝を世界の最高の支配者とする考えに対しては強く反対した。^(二) その意味からも、ヴィトリアの思想は、中世の学者のそれと全く同一ではもちろんない。しかし、それにもかかわらず、すくなくともこの点、つまり、かれが *totus orbis* をそれ自身の意思を有する統一体と説いたことにおいて、かれは必ずしも、中世における「キリスト教的世界」*Respublica Christina* の觀念の影響から、いまだ完全にはぬけきっていないといえるのである。このことは、なにより、かれが、キリスト教徒の多数決によって一人の君主を選挙すること、中世と同様の「キリスト教的世界」*Respublica Christina* の再現が可能であることを説いていることからもうかがわれうる。^(三)

- (一) Truylol y Serra, Antonio, *Prémises philosophiques et historiques du «Totus Orbis» de Vitoria*, *Anuario de la Asociacion Francisco de Vitoria*, Vol. VII 1946—7, p. 192—5; Augustinus, *De civitate Dei* XII, 21 et XIX, 17. 参照。

- (二) Vitoria, *De indis, de tit. non. legit.*, 1. 2. 3. 参照。

- (三) Vitoria, *De potestate civili*, 14. すなわち、このところで、ヴィトリアはいう。「キリスト教徒の多数者は、たとえ他のものが反対しても、権利として一人の君主を任命するものがである」*pars major Christianorum, reliquis etiam renitentibus, Monarcham unum credere iure potest.*。その理由は、「全教会がある意味で一つの国家であり、」

一つの肉体である〈tota Ecclesia est quodammodo una respublica et unum corpus. から〉と。

三

ところで、ヴィトリアがそのように *totus orbis* を自己の意思を有する統一体と説いたことはまた、かれ自身の理論においては、その国家論の延長としてのべられたものであることをみのがしてはならない。つまり、ヴィトリアは、その *totus orbis* を国家と同一の性質の統一的な法団体とみるのである。従って、かれにおいては、国家についてのべられた理論が、そのまま *totus orbis* についても当てはまることになる。

そうすれば、ヴィトリアの国家論の特色は、つぎの点にあるといえる。

(一) 国家は自然的な社会であること。かれはいう。アリストテレス *Aristoteles* のいうごとく、人間は自然にもとづいて国家的であり社会的である〈*hominem naturaliter esse civilem sociabilemque*。この人間の本性にもとづき、国家は自然的な社会である。のみならず、すべての社会のなかで、国家社会〈*societas civilis* は、人間の必要をもっともよくみたすものであるから、その共同生活は、もっとも自然的な、もっとも自然に適合した交り〈*naturalissima communicatio naturae convenientissima* である (De potestate civili, 4)。tanquam a natura profectum である (De potestate civili, 5)〉と。

論 説

(二) 国家は完全な団体であること。国家はもっとも自然的な社会であるところから、ヴィトリアは、これを完全な団体〈*perfecta communitas* とよぶ。が、その意味は、〈それ自体が全体〉〈*per se totum* であって、他の国家の一部ではないこと。つまり、〈自分自身の法律や議会や役人を有する〉〈*habet proprias leges, proprium*

consilium, et proprios magistratus.’ ということである (De iure belli, 7.)。いいかえれば、それ自身が自足的であり、自己の意思を定め、ことに外部からの不正に対して自己をまもる力を有する (De potestate civili, 10.)、ということである。

(三) 国家の公権力もまた自然的であること。すなわち、いう。国家の存立には、公権力、potestas publica が必要であるが、その公権力は神にもとづくものである。従って、それは、国家や社会と同様に、神聖な自然の法によつて、Jure Divino, seu Naturali 定められる (De potestate civili, 6.)、と。

(四) 公権力を行使する国家の支配者は、多数決によって選任されること。すなわち、ヴィットリアの所説によれば、国家の権力は、多勢の人たちがみずからこれを行使用することはできない、potestas per ipsam multitudinem exerceri non potest。へそれゆえに、その権力の行使を、ある人またはある人たちに委任することが必要であつた、necesse ergo fuit, ut potestatis administratio alicui, aut alicuius commendaretur. (De potestate civili, 8.)。そこで、その委任について、国家の多数者は、他の人たちが反対の意見であっても、国家全体のうえに王を任命することができる、maior pars reipublicae regem supra totam rempublicam constituere potest, aliis invitis。その理由は、へ全体の合意が必要であるとしても、それは多勢の人たちのなかでは、あるいはほとんど、あるいは全く実現しないから。それゆえに、合法的にあることを行う場合には、多数者が一致すれば、それで充分である、si consensus omnium exigeretur, cum ille in multitudine, aut vix, aut nunquam contingat。Satis ergo est ut maior pars conveniat in unum, ut jure aliquid fiat. (De potestate civili, 14.)、と。

かくして、要するに、ヴィットリアによると、(一) 国家は、人間の本性にもとづいて成立する自然的な社会であるばかりでなく、その存立に必要な公権力もまた、自然にもとづいて国家に認められたものである。そして、国家はその公

権力の支配のもとに、一つの統一体として成立し、国家となりうる、というのである。が、この国家と公権力との存在の理由は、かれにおいては、結局のところ、その国家を構成するすべての人間の共通の善を達成するためである。従って、そのために、(二)公権力そのものは、かく自然的なものであるけれども、それをだれが行使するかは、国家を構成するものの多数者の意思によって定められる。(一)そして、このことが自然法の要請である、というのである。そこで、ヴィトリアは、そのこと、つまり多数決がかく自然法の要請であり、それが共同の利益を達成するために必要であることについて、他のところでも、つぎのようにのべている。△会議においては、多数者がつねに勝利を占めるということが、自然法にもとづくことである。そして、共同の利益が問題になる場合には、多数者の意思が優先し優位することが、平和にとって必要なことである▽ *hoc est de iure naturae quod maior pars semper vincat in consilio. Et illud est necessarium ad pacem, quod ubi agitur de utilitate communi, sententia maioris partis praevalet et superet.* (二)

そのなか、(一)国家と公権力が自然的なものであるということは、アウグスティヌスの説よりも、完全にトマスの説に従ったものと解することができる。(三)が、(二)かく多数決の原則を説いたことは、たしかに、その時代の政治理論の特色ともいえる民主主義の思想にもとづいたもの、と考えられないこともない。けれども、そのことはまた、中世においても、権力に関する学説としてこれまで説かれてきたもので、ヴィトリアの場合はむしろ、その影響とみることに適当とおもわれる。(四)すなわち、中世においても国家権力の行使について、△人民の意思と合意に従い▽ *iuxta subditorum suorum voluntatem et consensum* とか、△人民の意思と合意の力により▽ *per viam voluntariae subiectionis et consensus* といふことが、しばしば説かれた。(五)が、ヴィトリアは、つまりこの考えを、自然法にもとづいて理論づけたのである。

- (一) ヴィットリアにおいて、かく公権力の存在理由が共通の善を達成することにあること、および公権力を行使する国家の機関を定めるのは、多数決で充分であることについて、Beuve-Méry, Hubert, *La théorie des pouvoirs publics d'après François de Vitoria et ses rapports avec le droit contemporain*, 1928, p. 24—9, p. 34—7, 参照。
- (二) Vitoria, *De iustitia*, edición preparada por el R. P. Vicente Beltran de Heredia, Tom. I, 1934, p. 79.
- (三) Urdánoz, Teófilo, *Vitoria y la concepción democrática del poder público y del estado*, *Anuario de la Asociacion Francisco de Vitoria*, Vol. VIII 1947—8, p. 274—7. 参照。
- (四) Urdánoz, op. cit., *Anuario de la Asociacion Francisco de Vitoria*, Vol. VIII, p. 321—2. 参照。
- (五) Gierke, Otto, *Political theories of the middle age*, translated by Frederic William Maitland, 1922, p. 46—8. 参照。

四

そこでヴィットリアは、この国家論をそのまま *totus orbis* に当てはめて、その観念を規定する。すなわち、かれは、つぎのようである。

(一) *totus orbis* は、自然的な社会であること。つまり、国家は人間の△もつとも自然的な交り△ *naturalissima communicatio* であり、それゆえに△完全な団体△ *perfecta communitas* というけれども、それでもなお、それは、(1) *totus orbis* の一部である (*De potestate civili*, 13.)。しかし、(2) その *totus orbis* は、△ある意味で一つの国家である△ *aliquo modo est una respublica*. (*De potestate civili*, 21.)、と。このことから、ヴィットリアにおいて、*totus orbis* も国家と同様に、人間の自然的本性であるその社会的性質にもとづいて形成された、自然的

な社会であると考えられていることがうかがわれうる。そして、そのゆえに、かれは、世界のすべての人間の間に
 △自然的な社会と交通▽ *naturali societas et communicatio* が存し、そのために、いかなる人間も、どの国に
 おいても△旅行し居住する権利▽ *ius peregrinandi et degendi* を有すること (*De indis, de tit. legit., 1 et 2.*)
 を強調するのである。が、この自然的社会と交通の権利が、かれの国際法理論の根本をなすものといえる。

(二) *totus orbis* は、公権力を有する統一的な社会であること。このことの論拠として、なによりヴィトリアのつ
 ぎの言葉をあげることができる。すなわち、△万民法は、人間の合意や約束にもとづいて効力を有するのみならず、
 法律としての効力を有する。たしかに、全体世界はある意味で一つの国家であるので、それは万民法に属するもの
 ごとく、正当にしてかつすべてのものに適合する法律を定める権力を有する▽ *ius gentium non solum habet*
vim ex pacto et condicto inter homines, sed etiam habet vim legis. Habet enim totus orbis, qui aliquo
modo est una respublica, potestatem ferendi leges aequas et convenientes omnibus, quales sunt in iure
gentium. △万民法は全体世界の權威にもとづいて定められる▽ *est enim latum totius orbis auctoritate. (De*
potestate civili, 21.) と。

従って、ヴィトリアによると、(1) *totus orbis* は、△ある意味で一つの国家であり▽ *aliquo modo est una*
respublica. それゆえに、(2) それは国家と同様に、△法律を制定する権力▽ *potestas ferendi leges* を有する、
 というのである。いいかえれば、それは国家がそうであるごとく立法権の主体であり、その権力を行使することによ
 って、それ自身の意思を決定する、いわば法人と考えられる。が、その意思が、つまり△万民法▽ *ius gentium* で
 ある、ということになる。

(三) *totus orbis* において、公権力の行使は多数決によること。その論拠は、ヴィトリアのつぎの言葉にある。す

なわち、 $\wedge$ 万民法 $\vee$ *ius gentium* について、 $\wedge$ たとえそれが必ずしも自然法からひきだされるものではないとしても、全体世界の多数者の同意が存すれば充分とおもわれる。ことに、すべてのものの共通の善のためには、 $\vee$ *dato quod non semper derivetur ex iure naturali, satis videtur esse consensus maioris partis totius orbis, maxime pro bono communi omnium.* (De indis, de tit. legit., 4.) と。

つまり、*totus orbis* は、公権力の主体といっても、それはなお、国家の場合のごとく、その公権力を行使する特別の機関を有しない。この点に、いまだそれを、国家そのものとはいいきれないゆえんがあり、*ヴィトリア*がわざわざ、 $\wedge$ ある意味で $\vee$ *aliquo modo* 国家である、とのべた理由がある。^(二)しかしながら、その代りに、*totus orbis* においては、その社会を構成するすべての成員が多数決の原則にもとづいて行動することが要請される。が、つまり、その原則にもとづいてつくられる多数者が、その社会のいわば機関なのである。そして、それによって、社会全体の共同の利益がはかれることになる、と考えられる。

そこで、*totus orbis* におけるこの多数決の原則に関して、国家の場合と対比して、つぎのようにいうことができる。すなわち、国家の場合には、それは単に、支配者が公権力を行使するさいの、あるいは反対の少数者が法に服することの、自然法の要請にもとづく一つの法律的な模範 *una figura juridica* として説かれたにすぎない。というのは、*ヴィトリア*の時代には、国家の支配者すなわち君主は、世襲によって定まっていたので、人民が多数決によってこれを選挙することは、まずありえないことであつたからである。^(三)これに反して、*totus orbis* の場合には、いまだその社会の支配者が定められていないので、その *totus orbis* の公権力の行使に当って、多数決の原則によるということ、ことに、その社会の法が多数者の合意によって定められるということ、すくなくともそう考えられるということが、現実の問題として意義を有する、ということになる。^(三)

かくして、要するに、ヴィトリアによると、(一)かれのいう *totus orbis* は、国家と同様に、人間の自然的な本性にもとづいて、すべての人間によって構成された、普遍的な人類の自然的な社会である。従がって人間は自然にもとづいて、一方においては、国家の成員であるとともに、他方においては、この普遍的な人類社会の成員でもある。それとともに、(二) *totus orbis* はまた、国家とひとしく、公権力の主体であり、その公権力の支配のもとに統一体として成立する。従って、(三)それは、その公権力の一部である立法権の行使によって法を定める。が、その法が、その社会の共通の意思であり、これがつまり、 $\wedge$ 万民法 $\vee$ *ius gentium* である。しかしながら、(四) *totus orbis* は、国家のごとく、その公権力を行使するための統一的な機関を有しない。そのゆえに、その代りとして、公権力は、その社会においては、多数決の原則によって行使される。このようにして、 $\wedge$ 万民法 $\vee$ *ius gentium* は、その社会の多数者の合意によるものと考えられる。が、しかし、それは契約のごとく、ただ合意に参加したものだけを拘束するのではなくて、*totus orbis* の全体を拘束し、その社会の共通の法と認められる、というのである。かくヴィトリアは *totus orbis* を、自己の意思と機関とを有する統一的な社会と説く。が、このことは、上述のごとく、根本においては、中世における $\wedge$ キリスト教的世界 $\vee$ *Respublica Christiana* の觀念に従ったからである。

(一) Soder, Josef, *Die Idee der Völkergemeinschaft*, Francisco de Vitoria und die philosophischen Grundlagen des Völkerrechts, 1955, S. 55. 参照。

(二) Urdanoz, op. cit., *Anuario de la Asociacion Francisco de Vitoria*, Vol. VII, p. 320. 参照。

(三) 以上のべたことは、*totus orbis* が公権力の主体であることを、主として立法権について説明したのである。が、同様のことは、刑罰権についてもいわれうる。ヴィトリアにおいて、この場合、刑罰権とは、不正に対する処罰としての正当戦争 *bellum iustum* を行う権利のことである。が、かれはその刑罰権を、もともと *totus orbis* に帰属する権利と考える。しかし、*totus orbis* は、この権利を行使する統一的な機関を有しない。そのために、各主権君主がその *totus orbis* の機関

として、その刑罰権を行使するのである」と。Delos, J. T., *La société internationale et les principes du droit public*, 2^e édition, 1950, p. 224—5. 参照。そのゆえに、ヴィトリアは、国家だけがかかる戦争の権利を有する (*De iure belli*, 5) というのである。が、かくして、かれの正当戦争論においては、主権的君主相互の平等者の間においても、刑罰権の行使の觀念が理論的になりたちうることとなるとともに、正当戦争を行う君主は、その刑罰権の行使に当って、自己の利益ではなくて、*totus orbis* 全体の利益を代表して、共通の善を達成するように行動しなければならない、ということになるのである。De potestate civili, 13. 参照。

五

以上にのべたところから、ヴィトリアの *totus orbis* の觀念が、中世思想の延長として説かれたものであることは、否定することができない。しかし、それにもかかわらず、かれの *totus orbis* の觀念は、その基本である中世の「キリスト教的世界」*Respublica Christiana* の觀念のごとく、もっぱらキリスト教徒によってのみ構成されたものではなく、異教徒をもふくめて、すべての人間が宗教や文化や人種の別を超越し、ただ人間としての価値の同一を根拠として、平等の立場ですべての人間に共通の自然法の規律をうける、そうした性質の社会である。その意味において、それは中世の「キリスト教的世界」*Respublica Christiana* の觀念とは異なり、それを発展せしめて、真実の普遍的人類社会を説いたもの、ということが出来る。が、この点が、ヴィトリアの学説のなにより注目すべき特色である。

ところで、ヴィトリアがそのように説きえたのは、まさにかれの時代の反映である。すなわち、それは、新大陸のインディオのごとき、キリスト教徒に対してなにか害を加えようとするのではない異教徒の存在が、新たに発見されたためである。が、ヴィトリアはこの現実に対応して、それらの異教徒とキリスト教徒との関係も、キリスト教徒相

互の関係と全く同様であって、異教徒もまたキリスト教徒に対し、人間として平等であることが自然法によって保障されていることを強調した。そこに、かれの思想が、いまだかならずしも中世の△キリスト教的世界▽ *Respublica Christiana* の觀念から完全にはぬけきっていないにしても、とにかく近世的な発展をとげたといえる点が認められる。

そのことを、ヴィトリアは、かれの△神学特別講義▽ *Relectiones Theologicae* のなかの、インディオ問題 *la controversia de Indias* をとりあげたいろいろなところで、くりかえし論じている。が、ことに、そのなかでも、国際法学の貴重な古典として有名な、△インディオについて▽ *De indis* と△戦争の法について▽ *De iure belli* との特別講義は、その全体が、そうしたキリスト教徒と異教徒との、人間としての自然的平等の思想をもとにして説かれたものである。従って、そのなかで、たとえば、かれはつぎのようにいう。インディオは野蛮人といわれるけれども、かれらもやはり、△かれらなりに理性を用いる能力を有する▽ *habent pro suo modo usum rationis*。その証拠として、かれらも自分たちの生活については、ある秩序を有する。つまり、かれらは△国家▽ *civitas* をもち、△はっきりした婚姻の制度や役人や支配者や法律や職人や市場▽ *matrimonia distincta, magistratus, dominos, leges, officia, commutationes* をもつ。従って、△疑いもなくそれらの野蛮人たちも、キリスト教徒と同様に、公的にも私的にも真実の支配者である▽ *sine dubio barbari erant et publice et privim ita veri domini, sicut Christiani*。と認められる。それゆえに、かれらがキリスト教を信じない野蛮人であるから、財産に対する真実の支配権を有しないということで、スペイン人がかれらの財産や領土を奪いとることは許されない (*De indis*, 23.)。と。このように、理性的な被造物たる人間であることにおいて、インディオとスペイン人とは、なにら區別されるべきではない、というのである。このことを、ヴィトリアは力説する。そして、かれはいう。△自然にもとづいては、なに人も奴隷ではない▽ *nullus est servus a natura* (*De indis*, 23.)。と。

それゆえに、ヴィトリアはまた、さきにも指摘したごとく、すべての人間の間に「自然的な社会と交通」*naturalis societas et communicatio* が存することを説く (*De indis, de tit. legit., 1.*)。そして、外国における旅行と居住の権利についても、通商の権利についても、スペイン人とインディオとの関係は、スペイン人とフランス人相互の關係と、なにも異なるところがないと主張する (*De indis, de tit. legit., 2 et 3.*)。そこで、かれはいうのである。「自然はすべての人間の間に一種の血縁關係を設けた。従って、人間がなにもらの理由もなく他の人間と仲たがいをするのは、自然に反することである。オヴィディウスもいうように、たしかに、人間は他の人間に対して狼ではなくて、人間なのであるから」*inter homines omnes cognitionem quandam, natura constituit. Unde contra ius naturale est, ut homo hominem sine aliqua causa aversetur. Non enim homini homo lupus est, ut ait Ovidius, sed homo (De indis, de tit. legit., 3.)*」と。

かくして、要するに、ヴィトリアは、すべての人間はキリスト教徒であると異教徒であるとを問わず、自然にもとづいて平等であり、その自然的平等のゆえに、かれらはすべて同一の自然的な社会に属し、その成員としてその社会に共通な自然の法によって規律され、かつその法にもとづいて、ひとしく人間としての権利を認められる、と説く。が、これが、かれのいう *totus orbis* の根本の觀念である。そして、かれがかく主張したことによって、かれの *totus orbis* は、等しく普遍的人類社会であるとしても、中世の「キリスト教的世界」*Respublica Christiana* の「じつ」もっぱらキリスト教徒のみによって構成された社会という觀念から離脱して、インディオのような異教徒をもふくめて、真実にすべての人間によって構成された社会として考えられたという意味において、それは近世の新しい時代の反映としての意義を有するもの、といえるのである。ここに、かれのいう *totus orbis* の、そしてそれによって基礎づけられた、普遍的人類社会に共通の法としての「万民法」*ius gentium* の觀念の、学説史上の重要な意義があることが認められなければならない。⁽¹⁾

(1) Truyol y Serra, op. cit., *Anuario de la Asociacion Francisco de Vitoria*, Vol. VII, p. 179. は、ヴィトリアのこの普遍的人類社会の觀念を、かれのもっとも偉大な、かつもっとも革新的な考えと評する。